鉾田市ごみ減量化機器等購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、一般家庭から排出される生ごみ、庭木の剪定枝葉の資源化及び減量化を図ることを目的とし、ごみ減量化機器等を購入した者に対し、予算の範囲内において鉾田市ごみ減量化機器等購入費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、鉾田市補助金等交付規則(平成17年鉾田市規則第37号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象となる処理機器)

- 第2条 この告示において,補助の対象となる処理機器は次の各号に定めるものとする。
 - (1) 生ごみを加熱又は微生物等による分解の方式により減量又は堆肥化する目的で製造された 電気式機器(以下「電動式生ごみ処理機」という。ディスポーザー(生ごみを粉砕し,排水を 公共下水道等に排除する機器をいう。)を除く。)
 - (2) 生ごみを土中の微生物の活動により、分解し堆肥化する器具(以下「コンポスト容器」という。)で、次に掲げる基準を満たすもの

ア 底面が地中に埋まるもの

イ 臭気の発散、雨水の流入等を防止するためのふたを備えていること

- (3) 生ごみにEMボカシ菌を使用することにより、分解する器具(以下「EMボカシ容器」という。)で、次に掲げる基準を満たすものア 密閉できるふた及び液肥を抜くコックを備えていること
- (4) 庭木の剪定枝葉を動力を利用することにより、粉砕しチップ化する器具(以下「ガーデンシュレッダー」という。)で、次に掲げる基準を満たすもの

(補助金の額等)

第3条 補助金の額等は、処理機器本体の購入価格(消費税相当額を除く。)の2分の1 (その額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)以内とし、その上限額は、次の各号に定める額とする。

(1)	電動式生ごみ処理	!機	20,000円
(2)	コンポスト容器((1器)	3,000円
(3)	EMぼかし容器((2器1組)	2,000円
(4)	ガーデンシュレッ	ダー	20,000円

2 ごみ減量化機器等の補助対象機数は、次の各号に定める機数とする。

(1)	電動式生ごみ処理機	一世帯当たり	1機
(2)	コンポスト容器	一世帯当たり	2器
(3)	EMぼかし容器(2器1組)	一世帯当たり	2組
(4)	ガーデンシュレッダー	一世帯当たり	1 桦

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、自らの家庭から排出される生ごみ及び庭木の剪定枝葉を処理するため、処理機器を購入し、設置した者(以下「設置者」という。)で、次に揚げる要件を適合した者とする。

- (1) 鉾田市内に住民基本台帳法に基づく住民登録をしている者で、かつ、居住している者
- (2) 市税等を完納している者
- (3) 処理機器を販売業者から購入(中古品,及び転売品を除く。)している者
- (4) 処理機器の適正な使用及び自己の責任において適正な維持管理ができる者
- (5)減量化又は堆肥化された成果物を自己の責任において処理できる者。ただし、ガーデンシュレッダーにより製造された成果物を再利用し、廃棄物として排出しない者
- (6) 過去5年以内に、世帯の全ての構成員がこの告示に基づく補助金の交付を受けたことがない者
- 2 市長は前項の規定にかかわらず、市内の自治会等がガーデンシュレッダーを購入した場合には、 これを補助の対象とすることができる。ただし、対象となる数は、1団体当たり1機とする。

(補助金の交付申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、鉾田市ごみ減量化機器 等購入費補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に、次の各号に定める書類を添えて、市 長に提出しなければならない。
 - (1) 購入し設置した処理機器の領収書の原本又は購入の事実を証する書面
 - (2) 電動式生ごみ処理機及びガーデンシュレッダーについては保証書の写し
 - (3) コンポスト容器及びEMぼかし容器については型番、品名、製造元がわかる書類の写し
 - (4) その他市長が必要と認める書類
 - 2 前項の申請は、購入をした日から30日以内にするものとする。

(補助金の交付,不交付決定及び通知)

- 第6条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、内容を審査して補助金の交付の 可否を決定する。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定をしたときは、鉾田市ごみ減量化機器等購入費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、交付しないと決定したしたときは鉾田市ごみ減量化機器等購入費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知する。

(補助金の交付請求)

第7条 前条の規定により交付決定通知書を受けた申請者は、鉾田市ごみ減量化機器等購入費補助金交付請求書(様式第4号)を市長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(補助金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者があるときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(設置者の義務)

第9条 設置者は、処理機器を常に良好な状態で保存できるよう維持管理しなければならない。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに,鉾田市生ごみ処理機購入費補助金交付要綱(平成25年鉾田市告示第96号)の規定によりなされた処分,手続その他の行為は,それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

鉾田市長 様

申請者	住	所	鉾田市			
	フリ	ガナ				
	氏	名				
	電話	番号		()	

鉾田市ごみ減量化機器等購入費補助金交付申請書兼実績報告書

年度鉾田市ごみ減量化機器等購入費補助金の交付を受けたいので,鉾田市ごみ減量化機器等購入費補助金交付要綱第5条1項の規定により,次のとおり申請します。

記

1 交付申請額 円 (購入金額 円)

- ※ 補助金額は、処理機器本体の購入価格(消費税相当額を除く。)の2分の1となります。 その額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨ててください。 補助金額には、上限金額があります。要綱を確認してください。
- 2 設置内容等(保証書や取扱説明書に記載のある場合には記入不要です。)

購入区分	□ 電動式生ごみ処理機 □ コンポスト容器□ EMぼかし容器 □ ガーデンシュレッダー
購入年月日	年 月 日
メーカー名	
商品名・型式	
購入店舗名	

添付書類

- (1) 購入し設置した処理機器の領収書の原本又は購入の事実を証する書面
- (2) 電動式生ごみ処理機及びガーデンシュレッダーについては保証書の写し
- (3) コンポスト容器及びEMぼかし容器については型番、品名、製造元がわかる書類の写し

市	経由	受 付
1111		
役		
所		
処		
市役所処理欄		
欄		

 鉾生第
 号

 年
 月

 日

様

鉾田市長

鉾田市ごみ減量化機器等購入費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった鉾田市ごみ減量化機器等購入費補助金について,交付することに決定したので 鉾田市ごみ減量化機器等購入費補助金交付要綱第6条2項の規定により通知します。

記

- 1 交付決定金額 円
- 2 処理機器の名称・型式

 鉾生第
 号

 年
 月

 日

様

鉾田市長

鉾田市ごみ減量化機器等購入費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった鉾田市ごみ減量化機器等購入費補助金について、下記の理由により不交付とすることに決定したので 鉾田市ごみ減量化機器等購入費補助金交付要綱第6条2項の規定により通知します。

記

1 補助金を不交付とする理由

鉾田市長 様

請求者	住	所	鉾田市	
	氏	名		

鉾田市ごみ減量化機器等購入費補助金交付請求書

年 月 日付け、鉾生第 号により交付決定のあった 鉾田市ごみ減量化機器等購入費補助金について、次のとおり申請します。

記

円

1 請求金額

2 補助金振込依頼口座

金融機関	銀行 農協 信用金庫(組合)	本店 支店 所
預金種類	普通 • 当座	
口座番号	No.	
フリガナ		
口座名義		